

令和元年5月定例総会

令和元年5月9日開催

議 事 録

土佐清水市農業委員会

平成31年度第2回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年5月9日(木) 午前10時30分から11時50分

2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室

3. 出席委員 (11人)

会長	5番	中山 巖
職務代理	2番	岡崎 直正
	1番	黒原 一寿
	4番	橘 なぎさ
推進委員	1番	池田 克彦
	3番	横山 保幸
	4番	宮上 昌三
	5番	上野 清吉
	6番	弘田 好希
	7番	田邊 昌一
	8番	池 俊伸

4. 欠席委員 (2人)

3番	山本 美加
2番	西村 芳秀

5. 議事日程

議案第1号	農地法18条の規定による利用権の合意解約について
議案第2号	農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について
議案第3号	農用地利用配分計画(案)についての意見聴取
議案第4号	非農地証明の審議について
議案第5号	その他の件について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
農林水産課長補佐	岡田 哲治
事務局係長	中山 真寿美
事務局員	細川 美佐
農林水産課農業係長	出口 直人

会議の概要

議長
(中山会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、5月定例総会を開催いたします。

この際、本日の遅刻・欠席について、報告をします。
山本委員より欠席の連絡を受けています。西村さんが欠席です。

それでは、議事に移ります。本日の議題は、
議案第1号 農地法第18条の規定による利用権の合意解約の報告について
議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について
議案第3号 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取
議案第4号 非農地証明の審議について
議案第5号 その他の件について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名人として
1番 黒原委員
橘委員 の2名を指名いたします。

議長
(中山会長)

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名をうけてから発言をお願いします。

最初に 議案第1号 農地法第18条の規定による利用権の合意解約の報告について 担当者の説明を求めます。

事務局
(中山)

それでは、議案第1号 農地法第18条の規定による利用権の合意解約の報告について、5件を報告いたします。

議案書は2ページと3ページをお開きください。合意解約5件6筆のうちの4件5筆につきましては、地区が爪白、借人は同一で、2ページ上段に記載のとおりです。貸人と土地の所在、地番、面積は下段に記載のとおり、地目はすべて田で面積は5筆合計で3,505㎡です。

この後の議題で審議していただきますが、他の生産者と利用権の設定を行うことになったため、平成31年4月1日に双方合意により解約となった旨、農業委員会に届出がありました。

議案書3ページに位置図を掲載しておりますのでご確認ください。

続きまして、議案書1号の別紙をお願いします。

議案第1号、農地法第18条に規定による利用権の合意解約の報告について

②をご報告いたします。

借人貸人については記載のとおり、土地の所在地番は記載のとおりで、地目が田、面積531㎡、平成31年4月12日に双方合意により解約となっております。

こちらも後ほど審議していただきますが、農地中間管理事業を利用して利用権を設定している農地ですが、借人の所有機械の大型化に伴い、該当地への進入が不便なため、調整した結果隣地の耕作者と新たに利用権の設定を行うことになったため解約となりました。別紙の裏面に位置図を掲載しておりますのであわせてご確認をお願いします。

利用権の合意解約 5件6筆についての報告は以上です。

議長

以上で、報告が終わりました。

報告事項ですので、質問がなければ、次の議案に進みたいと思います。

質問等ありませんか。

ないようですので、次に進みます。

それでは、次に 議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について 申請番号01-001から007についての担当者の説明を求めます。

事務局
(出口)

はい、議案書4ページをお開きください。議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について、申請番号01-001から007について、ご説明いたします。

借受人の住所氏名は記載のとおりです。所在地は記載のとおり、地目は全て田、面積は8筆合計で4,975㎡になってます。作物については、爪白字丸セマチの方で果樹、温州みかんを予定しております。爪白字竹の鼻で果樹、こちらは、シークワサーを予定しております。

始期については、いずれも2019年5月16日から、終期は2034年5月15日までとなっております。賃料等につきましては、使用貸借のため賃料は発生しておりません。

借受人の農業経営の状況につきましては、氏名のところにも記載しておりますが、今回借り受ける農地は、爪白地区の大地の恵で、国の交付金事業、山村活性化事業を活用して果樹を栽培するものです。この大地の恵は任意の団体となり、法人格をお持ちではありませんので、組織として借り受けることができませんので、今回は、代表者の方が借り受けるという形になっております。

続いて、6ページ、7ページをご覧ください。上空写真と現況写真を貼付しております。

以上、いずれも借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件等の抵触もなく、要件を満たしていると考えられますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。以上になります。

議長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員より、補足説明がありましたらお願いします。

橘委員 　はい、爪白地区の区長場の方のところの田んぼです。特に問題点はないと思います。以上です。

議長 　以上で、議案についての説明ならびに担当者の説明が終わりました。本件について、質疑、意見のある方は挙手のうえ質問をしてください。

岡崎委員 　先ほど事務局の方からシークワーサー等の果樹を植えるということで、隣の借り受けしていない人らは、水稻か何か植えるがですか。水稻の場合、農薬等の飛散防止の関係はどうなっていますか。

事務局（出口） 　一応ですね、農業振興センターの職員にも立会いをしてもらいながら、してもらって、その辺り十分気をつけてやりたいと思います。

岡崎委員 　はい。水稻、今から8月までですね、その間だけですけど、水稻にかかったらいかん農薬、果樹にかけたり、水稻にかける農薬で果樹にかかったらいかん農薬が、ありますのでね、ぜひ、振興センターと協議して注意していただきたいと思います。

議長 　他にありませんか。

　　ないですかね。
　　無いようですので、これより採決に移ります。
　　議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について
　　申請番号01-001から007をお諮りします。議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

　　挙手全員であります。よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長 　それでは、次に 議案第3号 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取について、担当者の説明を求めます。

事務局（出口） 　はい、議案書8ページをお開きください。議案第3号 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取についてでございます。
　　借受人につきましては、地区、氏名等記載のとおりです。耕作を行う面積については、1,993㎡。内、今回中間管理機構を通して利用権を設定する面積は531㎡となっております。

配分計画(案)につきましては、先ほど第1号議案、別紙でご審議いただきました、土地について、〇〇さんに配分するというものです。

利用権の設定の期間については、中間管理機構が借りた、平成28年8月10日から平成38年8月9日までですが、配分するものにつきましては、右側に設定する権利等というところで、始期が空欄になっております。今回の意見聴取で承認をいただきましたら、県に意見書を提出して、県が公告した日から農業公社が借りている、平成38年8月9日までとなっております。

次に、9ページをご覧ください。借受人選定理由書です。真ん中の辺りに借受人の希望者、という形で氏名等の記載があります、この方達がですね、現在土佐清水市で農地を集積したいとあって、受け手として手を挙げていただいている方です。

今回、〇〇さんが一番上におりますが、基本事項への適合、優先配分事項該当、その他の優先理由等をそれぞれ記載しております。優先順位として、一番上の〇〇さんを選定しております。事務局からの説明は以上です。

議長

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

岡崎委員

はい、事務局の説明のとおりですけど、別紙の位置図を見てもらいましたら、先ほど説明がありましたが、黄色く囲んでいる田んぼです。〇〇さんが作る田んぼは、この上の2つと、左側に1つありますので、このお近くで耕作しているということで、〇〇さんが作った方が良いかということで、話をしまして、作っていただくようになりました。まあ、集積の意味で、一番利用する人が良いのではないかとということで、よろしくお願いします。

議長

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手のうえ質問をしてください。

意見はありませんか。

なにかないですか。質問とか、聞きたいこととか。

無いようですので、これより採決に移ります。

議案第3号 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取について
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次に 議案第4号 非農地証明の審議について 申請番号順に担当者の説明を求めます。

事務局
(中山)

事務局より説明します。まずは①番、議案第4号 非農地証明の審議について、議案書10ページをお願いします。

申請番号23番、申請人の住所氏名及び土地の所在地番は記載のとおりです。申請日は平成31年3月15日で、弘田委員と共に現地確認を行いました。

地目は田が1筆595㎡、畑が5筆で合わせて1,667㎡、合計2,262㎡となっております。申請地は、平成元年頃から地元で耕作する者がいなくなり、原野化、山林化しているものです。

10ページに位置図を掲載しております。一番東の石坪谷は田ノ内の、ため池の下側ですが、11ページの上段に現地写真を掲載しています。現況は原野化しており、機械の進入路がありません。水が溜まり、湿地のような状態となっております。

10ページ位置図の南側3筆、北千尋と中畝ですが、現地写真は11ページ下段に中畝、12ページ上段に北千尋を掲載しています。11ページの中畝については、畑のあったような後は確認できますが、周辺一体が山林化しており、機械の進入も困難です。12ページ上段の北千尋は、写真でも確認できるとおり植林をしたようで、すでに山林化しています。

10ページに戻っていただき、位置図の中2筆、シクジと三崎浦ですが、国道321号沿いに位置しています。12ページ下段の現地写真のとおり、シクジは荒廃し、雑木も生えている状態です。13ページの三崎浦についてですが、周辺は市街化が進んでおり、土地の大部分は竹が生えている状態です。国道側の一部は、家庭菜園として近所の方が使っているようで、地権者はそのことを関知していなかったようですが、詳細は不明です。

参考までに、過去の議案で広大な土地の一部が農地復旧可能な状態であったが、その他の大部分が荒廃しているということで、分筆を求めず1筆全部を非農地判断したケースはありましたが、今回の案件についても、部分的に残る農地をどう判断するか、ご審議をお願いしたいと思います。

議案第4号①の申請については、事務局からの説明は以上です。

議長

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

弘田委員

一緒について回しまして、今説明したとおりです。作れるような状態じゃありません。ご審議のほどお願いします。

議長

以上で議案に対する説明が終わりました。本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

横山委員

写真で見る限り、元通りの農地として利用するのは、なかなか難しいのではないかと思いますので、非農地として証明したらどうですか。

議長

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第4号 非農地証明の審議について①をおはかりします。

本件について、非農地証明を交付することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は非農地とし、非農地証明書を交付します。

次に、議案第4号 非農地証明の②について 事務局の説明を求めます。

事務局
(中山)

それでは、議案第4号、非農地証明の審議について②をご説明いたします。
議案書14ページをお願いします。

申請番号が新年度の1番、申請人の住所氏名及び土地の所在地番は記載のとおりです。登記地目は畑、面積は125㎡です。申請日は平成31年4月15日で、中山会長と共に現地確認を行いました。

14ページ下の位置図を見ていただきますと、申請地は、足摺岬小学校から南に入ったところで、先日の非農地議案の向かいの土地です。申請地は、平成5年頃から建設会社の資材置き場として使用されてきたとのことで、現在は作業員の駐車場として利用されています。

15ページの現況写真をご覧ください。上段の写真は申請時に添付されていた現況写真ですが、ご覧のとおりまだ地面は土の状態です。現地調査を4月22日に行いましたが、その際に下段の写真のように、碎石が転圧されているのを確認しました。

15ページの補足説明にも記載しておりますが、当該地は前の道路と高低差があり、駐車場として利用している建設会社の社長が乗用車で侵入した際、段差を強く感じたため危険と思い、深く考えないまま会社の資材ですぐ対策した、とのことでした。必要であれば碎石の除去は行うとの申し出を受けていますが、本日の審議の結果を受けてから、必要に応じて対応していただくことにしております。

本件は、人為的な転用から20年以上経過しているため土佐清水市非農地証明基準に事実上は該当しますが、住宅等ではなく舗装もしていない駐車場という利用形態から、いつまで農地に復旧可能な状態であったかが不明瞭であります。

そのため、総合的な判断をお願いすることになると思いますが、議案書と共に送付いたしました土佐清水市非農地証明基準等の資料もご参考のうえ、ご審議の程よろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

中山委員

担当委員として、現地に行ってきましたが、今、この写真を見てのおりです。どう判断していいか、非常に苦しみました。よって、皆さんがどう判断するかによつて、決めたいと思います。

審議よろしくをお願いします。

この前の非農地証明、この近くの非農地証明の時に行った時には、碎石も敷いてなかったし、この案件があがってくるとは考えておりませんでした。すぐこの前の非農地証明のすぐ前の土地であったため、ちょっと記憶に残つちよつたがです。けど、その時には、碎石は敷いていなかった。これほど、片付いていとも思いませんでしたので、判断に、説明に悩みました。

よって、審議よろしくをお願いします。

碎石敷いてもよ、畑にできる言わあ、トラクター持って行ったら、すぐ出来るような状態です。けど、碎石敷いて、まあ、やってしもうたら後は、なんとかならあ、という考え方では困りますので、十分に審議をしてもらいたいと思います。

事務局
(中山)

事務局から補足よろしいですか。

このケースなんですけども、そもそも駐車場利用ということで、最初は違反転用の状態であったと思います。違反転用でも、例えば住宅を建ててしまつて20年ほど経過しているとか、駐車場にするにしても、舗装をしてしまつて20年ぐらゐ経過している、とかいうことであれば、違反転用が確認されてから20年以上経過ということで、市の非農地証明基準には該当してくるので、非農地証明が出るような土地だとは思いますが、で、今回の場合、何が難しいかという、青空駐車という形で舗装もせず、そのまま車を乗り入れて使っていたという事で、いつから農地として使えなかったか、ということの確認が取れません。で、今碎石を敷いていますので、下の土の状態も分からないんですが、もし必要であれば、一番奥の方は若干土の所が残つてましたし、必要であれば一部碎石を除去するなどして下の土を見ていただくような形に対応は取ってくれる、という話がついています。

今後、ここの地域がですね、農業振興地域とか、農用地区域内ではありませんので、周辺にも一団の農地というのがないような土地であります。集積とか、集約化というところには、資さない農地にはなってくるかと思いますが、会長も心配されてましたように、すぐ隣に家庭菜園のような畑もありますので、非農地を出すにしても慎重に審議をしていただく必要があると思います。

これまで長年経験されてきた会長も、判断を迷うような土地でありますので、推進委員さんと、農業委員さんのご意見を十分頂戴してから、もし、今日の資料だけでは、決まらないということになれば、追加の調査、それこそ、碎石をのけた下の土の様子を見たりとか、現地に行つてから、複数の目でまた、今日のように現地を見ていただく、とかいう事も必要かと思つています。

もし今日判断できないようであれば、保留にしておいてから、継続案件という

かたちで審議も可能ですので、皆さんからぜひ、ご意見をいただきたいと思
います。

中山委員 面積も35坪くらい、まあ、125㎡ぐらいやけん35坪そこそこ、やけん、面積的
にも広い面積ではないし、周囲も1件だけ1段下がったところに、畑が家庭菜園
ある。花なんかを植えちよったように思います。

議長 どうですか、継続にして次現地を見に行きますか。それとも、今日判断します
か。今日判断するのであれば、意見をお願いします。

横山委員 申請当初は土のまま、農地に復旧できるのではという判断も出来るがです。
申請して、非農地が決まらん内に、こうして碎石を敷いた時点で、なんかこう、
納得が行かんがですがね。

中山委員 実は僕もそう思いました。現地に行った時に、やってしもうたらなんとかなる
がやないか。というような、本人は、そういうことは無いとは書いちょうけんど、
ちょっと、そういうことを感じましたので皆の意見を聞きたいと思
います。

議長 他にありませんか。

上野委員 まあ、こういう事例はこれから、何ぼでも出ると思
います。道路端やったら、
すっと車も入るし、碎石敷いたら、もう、いながら使えるというあれでね。

議長 他にないですか。

横山委員 今、上野さんが言われたことも含むかもしれんけんど、これは、申請をした
時点で、こういう、まだ農地可能な土地で残っちゃうのに、決まらんまでにした
ということ、そしたら、こんなことしたら、もう、誰でも、まあ知らんかったらまっ
とやけんど、申請せんずくにやって、後で申請したがやったら、ちょっとは納得
出来るけんど、途中でこうしたという事について、よいよ納得がで
きんけん。その辺りはすぐに認めるわけにはいかんがやないかい。

事務局 (中山) ちょっとよろしいですか。保留していただいても良いと思
います。補足させて
もらいたいのは、公正な公平な立場からして、申請人の方は、行政書士さん・
司法書士さんに頼んで申請をしていただいているんですけど、もし、悪意を持っ
てやろうと思ったら、碎石を敷いた後で申請を出せば、ずっと前からこの状態
ですって言うても、農業委員会には分からなかった可能性はありますけども、最初
土の状態
で申請を出しておいて、本当に分からんまんまやっています。建設会社
の方は、碎石を入れることが審議にすごく都合が悪いということ
を、まったく考

えないまま、悪気があったわけではないんですけど、悪意があって非農地通しちやれというみたいな形ではなく、本当に純粹に危ない、石あるけん入れちやれ、ぐらいの本当に軽い気持ちということは、言えるかなと思いますけど、違反転用からの始まりですので、そこは、厳密に審議していただいたらいいと思います。

見に行くようにしますか。

議長

どうですか、他の委員、意見はありませんか。

善意に取れば、今の事務局の意見。あの、分からんずくに入れたとって、実際にそうしてしまえば、非農地になるという事例にはなる案件ですので、そこら辺りは十分に審議してほしいです。

池委員

文面にも書いちょうように、この社長が、現地確認後に申請地を所得する予定の建設会社社長に、事情を確認することが出来たいうては書いちょうけんど、最後、最終的には、そうゆう予定があるがやけん、所得しようとする。それでこう、入れたがかもわからんしね。まあ、それは個人的な判断で確定的なことは、わからんけんど。この写真、左上のを見る限りはそれほど悪い土地でもないような感じもするけんど、現地の写真の碎石入れる前の写真、左上の。

事務局
(中山)

すみません、事務局からもう1点補足を、県の方に確認しましたところ、駐車場としての今後の利用の場合に、転用許可の申請をしていただけたら、活動計画が利用計画が通れば、それは転用できるということなので、もし非農地の判断が難しいという、この農業委員会での判断になりましたら、転用申請をお願いしたいということで、申請者の方にはお伝えしております。

横山委員

事務局から説明があったように、やはり、これはそういう順序をちゃんとして、それから、非農地の証明をしたらどうですか。

議長

はい、他にないですか。

事務局
(岡田)

一つかまいませんか。横山委員すみません、順序というのは、転用申請のことは、また後でもむとして、非農地をするか、せんかということですか。

横山委員

いやいや、今の時点では農地から外すというのは、妙に納得がいかんと。だから、もう、そういう碎石を敷いた中で、これから先、駐車場として利用するための、届出をだしてきたら成るいうがやろ。そういう順序を立ててそれからにしてもらいたい。けんど、そういうこともちゃんとせんと、ただ、碎石敷いたけん農地から外してください。という訳にはいかんやろ。また、この場合は特に、申請中にこういうことが行われたということで、これはちょっとおかしいがやないろ

うか、という思いがします。

事務局 そしたら、非農地判断をするか、しないかの議決を取っていただいて、

議長 その、非農地証明の判断だけでえいかね、その、申請用紙つけて出してくれ
までは、言わんでかまんがやね。

事務局 そこまでは、かまわないと思います。

議長 じゃあ、採決をいたします。
議案第4号 非農地証明の審議について② をおはかりします。
本件について、非農地証明を交付することに賛成の農業委員の挙手を求めま
す。

挙手0であります。よって本件は非農地証明書を交付しません。

次に、議案第4号 非農地証明の③について 事務局の説明を求めます。

事務局 (中山) すみません。③番について説明をする前に、先ほどの②番について、碎石を
のけた下の土の状態を見なくてかまわないか、ということなんですが、よろしい
ですか、写真で判断、あきらかに復旧可能やという判断をしていただいた、と
いうことでかまいませんか。

委員 はい。

事務局 (中山) はい、ありがとうございます。
それでは、議案の③番についての説明をいたします。
議案書16ページからお願いします。非農地証明の審議③と④は同一の申請
人ですが、これまでの経緯が筆により異なるということで、申請人の判断により
2件に分けての申請となっております。

申請番号2番、申請人の住所氏名及び土地の所在地番は記載のとおりです。
登記地目は4筆すべて畑、各筆の面積はそれぞれ記載のとおりで、合計1,832
㎡です。申請日は平成31年4月16日で、16ページの下に位置図、17ページに
現地写真を掲載しております。

4月22日に中山会長と共に現地確認を行いました。その際に他の委員にも
現地を見たうえでご審議いただきたいという話になりましたので、本日皆様には
定例総会前に現地確認をしていただいたところ です。

申請によりますと平成5年頃より耕作は行っていないとのことですが、現地確
認の結果もふまえて、非農地証明の審議についてよろしく願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

- 中山委員　ただ今の説明に関して、地区担当委員として補足説明をいたします。
現地を先ほど見に行っていましたように、自分の判断では難しいと考え皆にみてもらって、意見を聞きたいと思い現地にいきました。審議よろしく願います。
- 議長　現地説明に行っただう思いましたか。意見を出してください。
- 横山委員　現地を見る限りでは、すぐに非農地の証明は、出すことにはならんがやないですか、と思いますが。まあ、どんどん農地が荒廃する中で、どんどん出て来るのは確かながですが、現地を見る限りは農地として適した土地でありますし、出来るだけ、今の時点ではすぐに農地から外す、という話にはならんがやないろうか、と思いますが。
- 議長　他にありませんか。
他の方意見はないですか。
- 横山委員　今日は、皆さん現地を見ちょうがやけん、そこら辺り自分の意見を述べてもらいたいけんどね。
- 議長　そうです。
- 岡崎委員　横山委員が言うとおりの、農地として使えるがやないろうかと思ひますけど、1,2年ぐらゐ前までは、草を刈って管理をしようがやあないかと思ひます。
- 議長　もう他に意見はないですか。
- 横山委員　以前、事務局から説明がありましたように、遊休農地の解消という中では、どんどん農地から除外したらえいにはえいがですがね、けんど、そうかいうて、どこもかこも、そういう具合にはなかなか、ならんがやないですか。
- 事務局
(中山)　事務局から、いいですか。
ちょっとお願いです。特に最適化推進委員さんが設置されてから、議決権のある方がぐっと減ってしまひまして、農業委員さん5名、会長は議長されてますので、通常ですと4名が挙手していただひて議決するようになってます。ですので、議決の際には、農業委員さんは推進委員さんの意見を良く聞いたうえで、判断していただひようになりますので、積極的にご意見いただけたら、大変あり

がたく思います。特に今日は現地を見ていただいたので、異議なし。とか同調の意見だけでもかまいませんのでね、そういう意見を基にして、委員さんが自分の尺度と、皆さんのご意見とで総合的に判断していただきますので、一言でもかまいません。そうやそうや。みたいな、そんなのでもかまいませんので、ご意見いただけたら助かります。

宮上委員 先ほど、今朝現地を見たのですが、まあ、あの耕作はしなくても管理はしておるような状態ですけれど、木も生えてないので非農地にするには問題があるように感じました。

議長 他の推進委員の方、意見ないですか。

上野委員 まあ、現状ではすぐにというのは無理やろうね。非農地というのは。

議長 はい。

池委員 これほど広い面積、ここの圃では4筆ですか。4筆で1,832、1反8畝ばあらね、これが、草さえ刈ればすぐに耕作できるように思います。

議長 もう、意見ないですか、他には。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第4号 非農地証明の審議について③ をおはかりします。

本件について、非農地証明を交付することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手0であります。よって本件は非農地証明書を交付しません。

否決いたします。

次に、議案第4号 非農地証明の④について 事務局の説明を求めます。

事務局 (中山) それでは、議案第4号 非農地証明の審議について④をご説明いたします。議案書18ページをお願いします。

申請番号3番、申請人は先ほどの議案と同一です。

土地の所在地番は記載のとおりで、登記地目は畑、面積は446㎡です。こちら申請によりますと、平成5年頃より、隣の人家の駐車場として利用してきたとのことです。

現況については実際に見ていただいたとおりですが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。事務局からの説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

地区担当委員としての補足説明は、皆で現地確認に行きましたので省きます。よって、皆で意見を出してください。

この議案(場所)については、我々が車を止めたところの場所です。その向うに人家があって、その人家の人が車を止めよったりしよったがですが、その家に入る道はある(作れる)わけです。境があったでしょ、ポールの立ったところ、ポールの立ったところ向こういむいて水道のメーターがあったところがありますよね、その、そこら辺りがその家の道路に面した入り口になるわけです。

意見があればよろしく願います。意見出してください。

池委員

今の、③番の分と④番の分とは一緒やと思う。耕作しようと思うたら、草さえ刈れば・・・。

横山委員

今、池委員さんが言われたとおりやと思います。

議長

その他ありませんか。

③と同じような条件ということでよろしいでしょうか。

委員

同意の声

はい、それでは、これより採決に移ります。

議案第4号 非農地証明の審議について④をおはかりします。

本件について、非農地証明を交付することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手0であります。よって本件は否決といたします。

次に、議案第4号 非農地証明の⑤について 事務局の説明を求めます。

事務局
(中山)

それでは、議案第4号 非農地証明の審議について⑤をご説明いたします。

議案書20ページをお願いします。

申請番号4番、申請人の住所氏名及び所在地番は記載のとおりです。登記地目はすべて畑、面積はそれぞれ記載のとおりで、7筆の合計が1,428㎡です。申請日は平成31年4月18日で、上野委員と共に現地確認を行いました。できる限り現地に行きましたが、すでに山林化しており、現地へたどり着くのが危険そうところは遠景からの写真となっておりますがご了承ください。

20ページの位置図に土地の所在を概ね落としておりますが、航空写真からも分かる通り、すでに山林化しております。21ページと22ページに現況写真と、

公図を参考に土地のおよその形状をを図で示しております。

現況写真を見ていただいたとおり、すでに現地は山林化しております。非農地判断は妥当と考えますが、ご審議の程よろしく願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

上野委員

23日に事務局と現地に行きました。写真に写っているように現地は山林原野化されておりましたので、審議の程よろしく願いします。

横山委員

事務局からも、今、上野さんも説明があったように、これは農地として復旧は困難であると思います。非農地として証明をしたら良いがじゃないでしょうか。

議長

その他ありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第4号 非農地証明の審議について⑤ をおはかりします。

本件について、非農地証明を交付することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって非農地証明書を交付します。

次に、議案第5号 その他の件についてを求めます。

①非農地証明の報告について 事務局の説明を求めます。

事務局
(中山)

それでは、議案第5号 その他の件の①非農地証明の報告をいたします。

議案書23ページをお願いします。

申請番号26番、申請人と土地の所在は地番は記載のとおりです。本件は、市の第三土地区画整理事業の実施区域内にある土佐清水市が所有する土地について、今後、売却するための申請です。

位置図と現況写真を掲載しておりますので参考にしてください。

申請地は、平成27年4月27日付で仮換地指定済みとなっているため、平成31年3月28日付けで非農地証明を交付しておりますのでご報告いたします。

報告は以上です。

議長

報告事項ですので次に進みます。

次回開催日について 次回の定例総会は、令和元年6月5日
会場は土佐清水市役所 第一会議室にて行います。

その他なにかありませんか。

ないようでしたら、これをもって5月定例総会を閉会といたします。